

十二月定例会

市政に関する一般質問

一般質問は、市長などに市政全般について疑問な点や方針等をたずねるものです。

十二月定例会では、十二月十二日と十三日に一般質問が行われ、通告順に次の八名の議員が質問に立ちました。主な質問と答弁を要約し掲載しました。

・浪川 茂夫議員
・小川 昌勝議員
・川口 明和議員
・佐瀬 公夫議員
・大木傳一郎議員
・田村 明美議員
・武田 光由議員
・荻谷 進一議員

議員の定数問題

問 議員の定数問題について、市民の皆さんとお会いして話をすると、議員の定数は削減すべきではないかという意見がある、合併時に議員定数について、基準に考えたのは何なのか。旭市、山武市、成田市、香取市と比較し、人口割などさまざまな指数から見ていかがか。執行部の持つているデータ上の意見はどうか。これらの問題を検討していくことが重要であり、十分な時間をかけて議論を出すべきではないか。

答 現行の地方自治法の制度においては、法定の上限数

範囲で、それぞれの議会が条例で定数を定める条例定数制度です。市民の監視のもと定数条例案の審議を通じまして、いかなる定数が当該団体にとって最適であるかが決定されており、匠瑳市の発足時の合併協議により本市の市議会議員の定数は、上限の二十六人に対して二十四人とされたところですが、経費の削減を望む民意を始め、合併後も少子化等により人口の減少が予想されることから、定数を二十四人とすることが適当であると合併協議会で承認されました。近隣との比較ですが、旭市

市長の政治姿勢について

問 匠瑳市の自治と市民の利益を守る政治姿勢確立について、匠瑳市として合併して合併特例債事業八十五億円、八本の事業があるわけですが、今の財政状況からいって全面的な見直し、精査を強く求めたい。むだと浪費をなくす問題で、とりわけ入札の改革を今までも強く求めてきたが、完全な一般競争入札を導入すべきだと思いがいかか。合併によって住民の立場に立ったサービスの後退、負担増はしない、この財政状況の厳しいときだけに約束していただきたい。

答 私は市長として、財政状況が厳しいからといって、歳出の削減のみを優先させるべ

きではなく、地方自治の原点に戻り、基本的な市政を見直すべきとの指摘と受けとめました。政治家として一貫して貫いてきた姿勢は、市民の幸せのために、そして市民のための市民の政治でなくてはならない、この考えが地方自治に携わる者の原点であると信じています。本市の財政状況は大変厳しいものがありますが、そのような状況にあっても、市民サービスを低下させないよう工夫することこそが執行部に課せられた課題だと認識しています。合併特例債の全面的な見直しということですが、現在、基本構想、基本計画の策定とあわせ精査してい

きたいと考えています。入札制度の件ですが、来年度は制限付きの一般競争入札を一年間試行しまして、その結果を見てさらに改善を図っていきたいと考えています。

問 市長への手紙復活を求めている市民の声について、市民の日常の生の声、要望、意見を積極的に聞き、取り入れて行くことが市長にとって今最も必要な時期に来ているのではないか。仮称「市長への手紙」方式の実施を求めたい。

答 これまでも市民の皆様のご意見やご要望を聞くために、市長への手紙や市長と語る会などを実施してきました。市長への手紙については、多くが個人的感情論による内容や、

範囲で、それぞれの議会が条例で定数を定める条例定数制度です。市民の監視のもと定数条例案の審議を通じまして、いかなる定数が当該団体にとって最適であるかが決定されており、匠瑳市の発足時の合併協議により本市の市議会議員の定数は、上限の二十六人に対して二十四人とされたところですが、経費の削減を望む民意を始め、合併後も少子化等により人口の減少が予想されることから、定数を二十四人とすることが適当であると合併協議会で承認されました。近隣との比較ですが、旭市

資料として基本構想案をお示しするほか、市民の皆様からパブリックコメントとして意見をいただき、その後、総合開発審議会を経て、六月議会に議案として提案したいと考えています。アンケート結果報告書の一例を申し上げます、保健、医療、福祉分野では、八割の方が健康を感じており、年配の方は暮らしやすい地域だと評価していますが、一方で、九割の方が医療体制に不安を感じています。また、生活環境分野では、快適に生活できる環境にあると評価している方が六割いる一方、都市機能の充実と都市基盤の整備を求めています。このアンケート結果を踏まえ、基本構想、基本計画に反映させていきたいと考えています。

可決した議員発議

「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充を求める意見書
政府の構造改革路線による「格差社会」の広がりは深刻な社会問題となつていきます。「格差社会」の主因は、三人に一人が非正規雇用という異常な事態のもとで所得格差が拡大し、低所得が増加していることです。「格差社会」の抜本的是正のためには、正規雇用を増やし非正規雇用を減らす雇用形態の改善が必要です。同時にまた、社会保障や税制による対策（所得再分配機能の充実）が求められています。

ところが、政府は、医療・介護・年金・障害者福祉・生活保護など社会保障制度の連続改善を進めてきました。さらに、今後五年間で国と地方の社会保障支出を一兆六千億円も削減しようとしています。今でさえ、全面的な歳出削減・国庫負担の削減と、相次ぐ保険料・利用料の大幅引き上げの中、医療や介護・障害者自立支援法、さらには生活保護でも必要なサービスが受けられず、餓死事件が多発するなど、まさに憲法第二十五条の生存権や人権が否定されている事態といっても過言ではありません。

税制についても、大企業や高額所得者への減税の一方で、庶民には定率

減税や公的年金等控除などの縮小・廃止により増税を押し付けてきました。こうした国民いじめを改めるべきであるにもかかわらず、政府はさらなる各種所得控除の縮小「社会保障目的税」と名を変えた消費税増税を計画するなど許されることではありません。「格差社会」を是正し、憲法第二十五条に基づき生存権を保障し、命と暮らしを守るために、左記事項を要請いたします。

一 医療・介護・年金・障害者福祉・生活保護など相次ぐ社会保障の改善をやめ、憲法第二十五条に基づき社会保障を拡充すること。

二 各種所得控除の改善や消費税率引き上げなど、庶民増税は行わないこと。

療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書

先の国会で成立した医療「改革」法には、入所介護や入院を担っている三十八万床の療養病床（介護療養病床十三万床、医療療養病床二十五万床）を大幅に削減し、二十一年度までに介護療養病床は廃止、医療療養病床は十五万床にする療養病床の再編が盛り込まれました。

政府は、削減する二十三万床で療養している人々を介護施設や在宅に移すといっていますが、現在、